

社会福祉法人 八女福社会 行動計画

計画期間 令和5年7月1日から 令和10年6月30日まで

次世代法に基づく行動計画

内 容

- ①年次有給休暇の取得日数が年間一人当たり平均10日以上を取得できるよう努める
- ②休暇の取得推進
リフレッシュ特別有給休暇の付与 2日間（連休） 毎年度 11月～翌年3月

対 策

- ①令和 5年7月から 職員会議などにより取得促進の周知
取得結果の報告
- 令和10年6月まで 各部署の責任者へ年次有給休暇の取得一覧表を配布し、
年休取得を促す。
毎年度の実態調査

女性活躍推進法に基づく行動計画

目 標

- ①採用者に占める女性比率を65%以上にする
- ②管理職に占める各職階の職員に占める女性の割合を65%にする

取組内容

- ①一般職などの職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善
- ②女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒヤリング

女性の活躍に関する情報公表

- ①令和4年度の採用者（介護職員）に占める女性の割合・・・28%
- ②主任以上に占める女性の割合・・・58%（R4.6月現在）